

～後見制度をご利用の皆様へ～

後見支援預金

滋賀版

ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見支援預金のご案内



■ 後見支援預金とは

後見支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。（注1）

後見支援預金は、当金庫でお取扱いができます。また後見支援預金は、預金の一種ですので、元本は保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見支援預金を利用すると、預金の払い戻しや解約を行うには、あらかじめ家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

後見支援預金の利用については、家庭裁判所からの「指示書」の発行を受けて信用金庫に「指示書」を提示し、預金口座開設の申込を行います。

専門職後見人（弁護士・司法書士等）に限定されず親族等後見人（家庭裁判所の判断による）のご利用が可能です。

このように、後見支援預金は、家庭裁判所の関与により、ご本人（被後見人：預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

（注1） 保佐、補助及び任意後見では利用できません。

後見支援預金の利用対象者

後見支援預金は、法定後見制度または未成年後見制度の被後見人の方を対象としており、被保佐人、被補助人の方、任意後見制度のご本人は利用することができません。また、後見支援預金は、後見開始の審判を受けた（又は受ける）方の財産の適切な管理・利用のための方法の1つですから、全ての被後見人について利用されるわけではありません。ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも後見制度支援信託（注2）や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人又は後見監督人に選任することなどが考えられます。

（注2）ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な預貯金等を後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

後見支援預金の利用に必要な費用

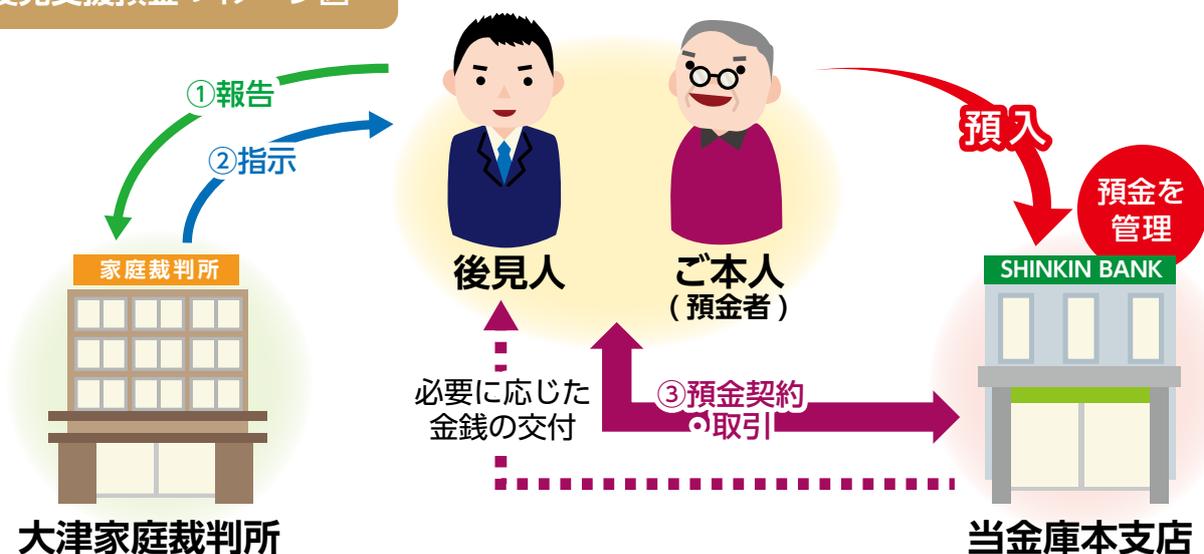
後見支援預金を利用する場合には、所定の口座開設手数料が必要となります。これに加えて、ご本人の収支が安定しないなどの理由により、後見支援預金を利用した方が良いか否かを判断するために専門職後見人の関与が必要となる場合があります。この場合は、専門職後見人に対し財産目録や収支予定表の作成から後見支援預金に関する手続きまでの報酬が必要となります。

後見支援預金を利用するメリット

後見支援預金を利用した場合、日常的な金銭管理に必要な預金口座とは別に、払戻しについて家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。

後見人は、長期にわたるご本人の財産の管理が求められ、後見人にとって大きな負担となる可能性があります。ご本人の財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、ご本人の財産管理を巡って、親族間のトラブルに発展する恐れもあります。後見支援預金を利用すると、家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、これらのような後見人のご負担を軽減することができます。

後見支援預金のイメージ図



※預金口座開設後、口座開設時に「指示書」に基づき設定された月次での定額自動振替による出金を除き、全ての入出金などの取引の際に、それぞれ家庭裁判所の発行する「指示書」が必要。

後見支援預金を利用する場合の 手続の流れ

後見開始または未成年後見人選任の申立て

申立人による後見支援預金利用の申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

家庭裁判所は、後見支援預金を利用することが相当か否かを判断します。
利用相当と判断した場合、親族後見人に加えて、弁護士・司法書士の専門職を後見人に選任することもあります。
なお、専門職後見人が選任された場合は、以降の手続は、専門職後見人が行います。

後見人による報告書の提出

後見人は、後見人選任後に後見事務報告書を提出します。
加えて、①預入金額、②定期交付金額などを設定し、後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。なお、後見人が期限までに報告書を提出しないなどの場合には、家庭裁判所の判断により専門職後見人を追加で選任することもあります。

家庭裁判所による指示書の発行

口座開設・家庭裁判所に報告

- 指示書を、利用する金融機関に提示し、後見支援預金の口座を開設します。
- 口座開設後速やかに、口座の写しなどの資料を添えて家庭裁判所に報告します。

後見支援預金に関する手続きについては下記記載の
「**大津家庭裁判所の連絡先および京都信用金庫**」
へお問い合わせください。

裁判所	所在地	電話	受付時間
大津家庭裁判所 後見係	〒520-0044 大津市京町3-1-2	077-503-8156(直通)	月曜～金曜 8:30～12:00 13:00～17:00 祝日・年末年始 を除く。
大津家庭裁判所 彦根支部家事係	〒522-0010 彦根市駅東町1-13	0749-22-0167(代)	
大津家庭裁判所 長浜支部家事係	〒526-0058 長浜市南呉服町6-22	0749-62-0240(代)	
大津家庭裁判所 高島出張所	〒520-1623 高島市今津町住吉1-3-8	0740-22-2148(代)	
京都信用金庫	所在地	電話	受付時間
本支店窓口 または くらしのサポート部	〒600-8005 京都市下京区四条通柳馬場東入	075-211-2111(代)	平日 9:00～17:00

※後見支援預金に関する Q&A については、大津家庭裁判所のホームページをご覧ください。

ホームページのご案内

京都信用金庫／ウェブサイト

**URL**

最寄りの本支店

URL

【発行】：京都信用金庫 〒600-8005 京都市下京区四条通柳馬場東入

【お問い合わせ】：本支店窓口またはくらしのサポート部 TEL / 075-211-2111(代) 受付時間 / 平日 9:00～17:00



どなたにも読みやすい
ユニバーサルデザインフォントを
使用しています。